

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

栃木労働局長より、[令和6年5月10日付け栃労発基0510第2号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について](#)をもって、標記の円滑な施行及び運用に係る協力依頼がありました。

本件は、いわゆる「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」（令和4年5月31日厚生労働省令第91号）により改正された労働安全衛生法施行規則第577条の2（ばく露の程度の低減等）第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める物及び濃度の基準の一部を改正したことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針についても所要の改正が行われたものです。

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場は、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備等や作業方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講じることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられました。

リスクアセスメント対象物のうち厚生労働大臣が定める濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される濃度を、厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすることが、令和6年4月1日の施行により義務付けられています。

この濃度基準値設定物質は、令和5年4月に告示された67物質を始まりに、今後、リスクアセスメント対象物が約2,900物質に拡大されるうちの約800物質について、濃度基準値が定められる見込みとされています。

濃度基準値設定物質を製造、取り扱っている事業場では、その対策等に遺漏無きようにご対応をお願い致します。

本件の詳細は、以下の厚生労働省HPでご確認ください。

○ [「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について](#)